

# 阿蘇市やまびこネットワーク (小地域ネットワーク活動) の手引き



社会福祉法人 阿蘇市社会福祉協議会

## 目 次

■	概 要	• P.2
■	小地域ネットワーク活動とは	• P.3
➤	見守り声かけ活動	• P.3
➤	地区連絡会	• P.4
➤	サロン活動	• P.5
■	地区防災計画の策定について	• P.6
■	「個人情報保護法」について	• P.7
■	阿蘇やまびこネットワーク活動推進要領	• P.8
■	緊急連絡票（見本）	• P.10



阿蘇ブロック（郡市）社協  
公式マスコットキャラクター  
『 やまびこくん 』

阿蘇圏域のやさしい「呼びかけ」  
を象徴する“やまびこ”から生まれた  
妖精。阿蘇山をイメージした外見が  
特徴です。

## 概要

- ・「年をとっても、ひとり暮らしになっても、住み慣れた地域で暮らしたい。」こんな願いは誰にでもあるのではないのでしょうか？
- ・平成 17 年の市町村合併以来、阿蘇市の人口は 30,457 人から毎年約 100 人規模で減少し、65 歳以上が占める高齢化率は 26.7% から、間もなく 40% に近づいています。
- ・人口減少や少子高齢化により、多くの地域で担い手や後継者が不足し、地域の活力や人とのつながりが次第に薄れてくることが心配されています。
- ・孤独死や認知症、家族の引きこもり、介護や育児の虐待、生活困窮など福祉課題は年々深刻さを増しており、孤立的な地域環境になってしまえば、助けを求める人の早期発見に繋がりません。
- ・また、伝統あるお祭りや伝承文化、自然災害への備えや対策、定例的な区役活動などは、どの地域にも存在しており、その地域に住む住民同士が守り伝えていくべきものです。
- ・例え高齢となり一人暮らしになっても、障害や介護が必要となっても、日常生活に不安を感じることがあっても、隣近所に気軽に相談できて、少しだけお手伝いしてもらえば、本当に心強く安心して住み続けることで出来ます。
- ・阿蘇市やまびこネットワーク活動は、限りある人口や社会資源の中で「困ったときはお互いさま」と言い合える常日頃からの住民同士の関係づくりと、みんなで助け合い支え合う地域づくりを最も大切にして行きます。



## ■ 小地域ネットワーク活動とは

小地域ネットワーク活動とは、行政区を単位とした住民同士で行う支え合い活動です。地域の福祉課題を早期に発見し、問題解決のために適切な対応を行うことを目的としています。

### ➤ 見守り声かけ活動

福祉協力員を中心に、老人クラブや地域住民等と協力して、地区ごとに定められたルールの中の「要援護者」へ定期的な自宅訪問を行い、様々な変化に気づき、それを区長や民生委員に繋げることで、困りごとの早期の発見や解決を図ります。

**福祉協力員**・・・概ね隣保班に1名を基準に区長から選任してもらいます。地域のアンテナ役として要援護者や福祉課題に関して区長、民生委員と連携します。

**要援護者**・・・連絡会規約で定められた「ちょっと気になる方」が対象者です。独居高齢者世帯、高齢者夫婦世帯、障がい者世帯、児童や妊婦、外国人就労者など

#### 支え合い活動のポイント

- 「出来る時に、出来るだけ」自分に無理なく活動を続けること
- 「気に掛ける、そっと見守る」必要以上の支援は押し付けないこと
- 「他人に漏らさない」個人の情報やプライバシーは守ること
- 「区長・民生委員へ相談」悩んだらひとりで抱え込まないこと

#### 【緊急連絡票】の取り扱いと活用

見守り声かけ活動の対象となった「要援護者」に、【緊急連絡票】(別紙P.10)を配布しています。万が一の事態に、この情報が役に立ち、関係者で共有することで「緊急時」や「災害時」の備えに繋がります。

緊急連絡票			
住所	阿蘇市		
電話番号	0967 ( )		
ふりがな			
氏名			
生年月日	大正・昭和 年 月 日	大正・昭和 年 月 日	
かかりつけの病院名	病(医)院名	病(医)院名	
緊急連絡先			
氏名	続柄	電話番号	住所
福祉協力員	氏名	<input type="checkbox"/>	
担当民生委員	氏名	<input type="checkbox"/>	
区長	氏名	<input type="checkbox"/>	
ご利用先の連絡サービス 事業所名 <input type="checkbox"/>			
お困りごとなどありましたらお気軽にお電話ください			
社会福祉法人	0967-32-1127		
阿蘇市社会福祉協議会	住所 阿蘇市内牧976番地2 阿蘇保健福祉センター内		
阿蘇市やまびこネットワーク			



阿蘇広域消防署の声

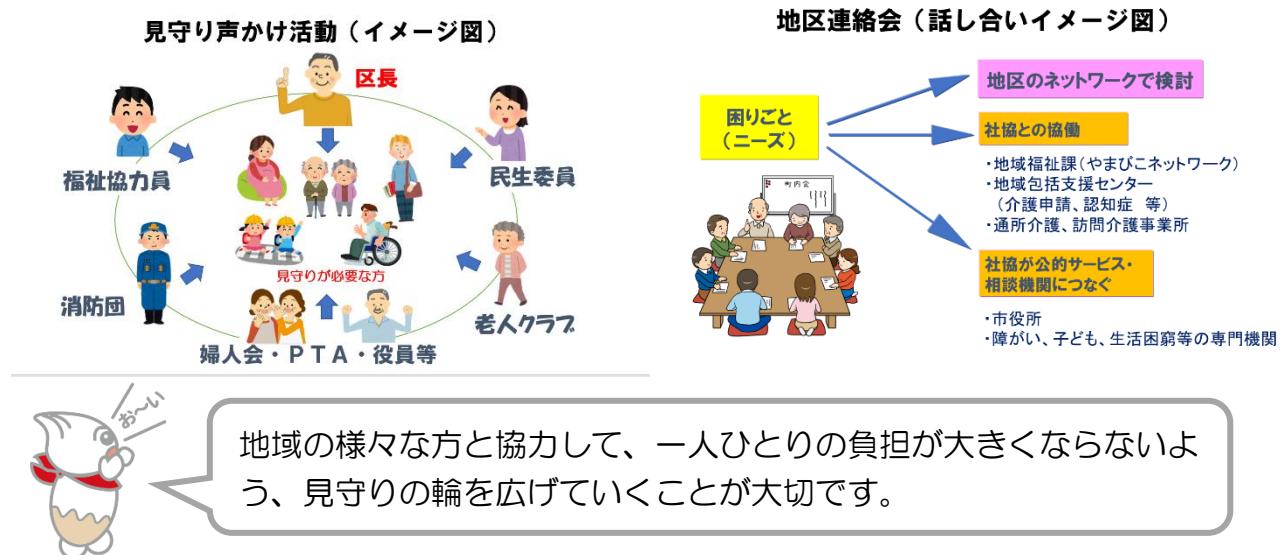
1人暮らしの高齢者宅に行った際、この【緊急連絡票】のおかげで、ご本人の基本情報が分かり、家族にいち早く連絡することができて助かっています！



個人の情報が第三者の目に触れないように、固定電話やテレビ、冷蔵庫の近くに張ってもらうよう勧めています。

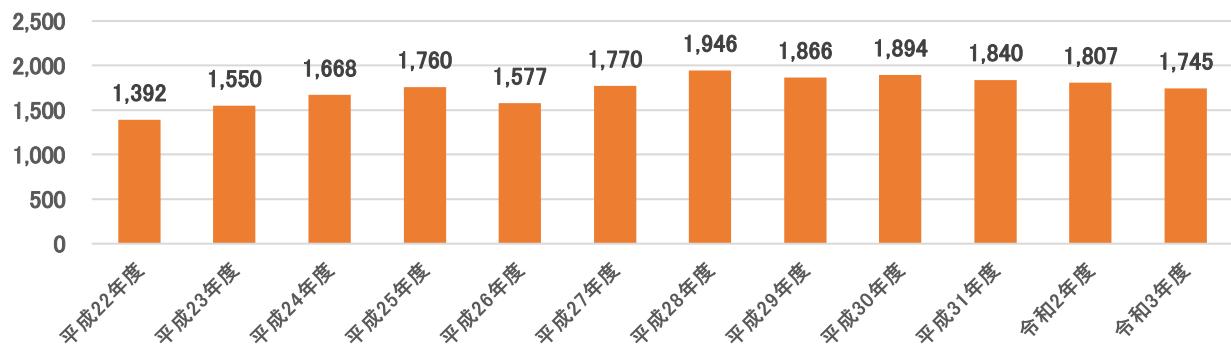
## ▶ 地区連絡会

見守り声かけ活動を進める中で出てきた問題などについて、区長・民生委員・福祉協力員が連携して、連絡会の構成メンバーと地域の福祉課題について話し合い、情報交換をすることで、共に支え合う仕組みづくりに繋げます。



### 見守り活動を必要とする「要援護者」の推移

全行政区で日頃から見守っている「要援護者」は約 1,800 名に上ります。平成 27 年度以降、一定数の対象者がおられることが伺えます。



### 気づいた時の話し合いのポイント

- 同じ話を繰り返す、体や服が異様に汚れてきた感じ 【認知症の疑い】
- ポストに新聞や郵便物が溜まったままになっている 【倒れている可能性】
- 「大丈夫です」と言うが介護者の顔がやつれている 【介護疲れ】
- 知らない車や不審な人物が出入りしているみたい 【不審者や悪徳業者】
- 閉じこもって外に出なくなり、顔を見無くなってきた 【生活不安、体調の異変】
- 学校登下校の時間帯に車の往来が増えて危ない 【防犯、交通安全】
- 梅雨前に公民館（避難所）や側溝の清掃を済ませよう 【防災、区役活動】

## 《相談窓口》のご紹介

- ◆ 阿蘇市社会福祉協議会 電話（代表）32-1127
- ◆ 阿蘇市地域包括支援センター 電話 32-5122
- ◆ 阿蘇市役所 電話（代表）32-3111

## ➤ サロン活動

介護予防の一環として、身近な公民館等で顔なじみの交流づくりが行われています。茶話会やレクリエーション・体操などを取り入れることで、身体機能の低下や認知症、閉じこもり等の予防や軽減に繋がります。

サロン活動に関するアドバイスや後方支援は、阿蘇市地域包括支援センター（電話32-5122）が行っています。

### アドバイスや後方支援の例

- 参加者の年齢や開催回数等の一定条件を満たせば、活動助成金が交付されます。
- 屋内外で手軽に楽しめる様々なレクリエーション遊具を用意しています。
- サロン活動をお世話する方に、月1回程度のリーダー養成講座を行います。
- 交通安全や健康教室などを分かりやすくお話しできる専門講師を紹介します。



サロンはみんな楽しみにしています。安否確認やストレス解消にも繋がり、心も身体もリフレッシュできる大切な集いの場です。



レクリエーション



リーダー養成講座



茶話会



集いの場

## 地区防災計画の策定について

平成2年7月及び平成24年7月九州北部豪雨災害、平成28年熊本地震と阿蘇市は激甚災害規模の自然災害を、過去3度に亘って被災した経験があります。

地球温暖化によるゲリラ豪雨・南海トラフ大地震等の不測の事態に備え、日頃からの防災への心がけが求められています。

いざという時に最も頼れるのはご近所であり、地域住民によるコミュニティです。

自助・互助の一層の強化に向けた地区防災計画の策定が望まれており、地区連絡会や自治会・自主防災組織などの構成メンバーと一緒に体制の整備を考えて行きましょう。



地域の避難場所の位置やそこまでの行き方、災害弱者と呼ばれる高齢者や障がい者等に関する情報を共有しておくことが大切です。

### 計画書の作り方にアドバイスがほしい場合

組織体制や避難行動・避難場所など、全ての地域住民に分かりやすくシンプルな計画書を作りましょう。

阿蘇市役所防災情報課（電話22-3232）では、災害時の考え方や避難行動、機能的な自主防災組織など地域事情に合わせた計画書づくりのアドバイスを行います。

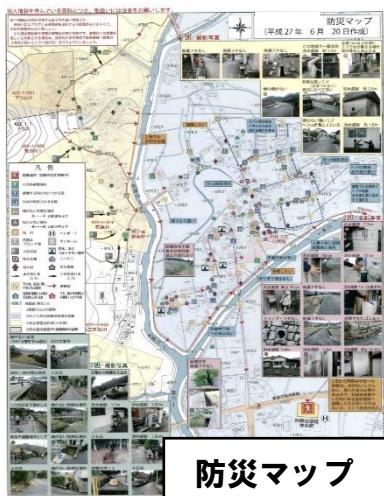
公民館での関係者向けの研修や検討会などにも応じてくれます。



自主防災計画



H24 九州北部豪雨



防災マップ



避難訓練

## 「個人情報保護法」について

「個人情報保護法」が施行され、個人情報への意識が高まった一方、過剰反応が一部で見受けられるようになりました。そこで、個人情報に対する認識を深め、地域の福祉活動を進めていく為に、正しい知識を地域の皆で共有しましょう。

### 「個人情報」とは？

個人情報保護法では、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名・生年月日・その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」としています。

※「氏名」「住所」「電話番号」「年齢」「性別」「生年月日」等

### 「個人情報保護法」の適用範囲について

法の対象はあくまで 5,000 件を超える個人データを利用している「個人情報保護事業所」が対象です。地域福祉団体の殆どは、個人情報保護法は適用されません。

しかし、法の理念に従い地域福祉活動をする上では、「本人の同意」をとり、「プライバシー（個人の私生活に関する情報や他人に知られたくない情報のこと）」に配慮する必要があります。

見守り声かけ活動も要援護者が訪問活動等に同意した上で行うと、見守る側も見守られる側も安心して活動することができます。

### 「災害時等」の考え方

事故や災害等により、本院の生命や身体に危険が生じる場合は、本人の了解（同意）を得ずに第三者へ情報を提供することが可能です。



同意がとれる方は、玄関先で声をかける直接訪問した声掛け活動。  
同意がとれない方は、ちょっと離れた距離から様子を伺う見守り活動に分けてみるのも 1 つの方法です。

# 阿蘇市やまびこネットワーク活動推進要領

## (目的)

第1条 社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第2条2号の規程に基づき、阿蘇市やまびこネットワーク活動の推進について定める。

## (活動内容)

第2条 住民相互の助け合いや交流の輪を広げながら、ともに支えあう福祉のまちづくりをめざし、各地区の住民の方々が主体となり、地区の福祉課題の発見と、その解決に向けた小地域ネットワーク活動を展開する。

## (事業内容)

### 第3条

#### (1) 福祉協力員の配置

##### ア 選任

各地区の概ね20世帯又は1隣保に1名を基準として各区長に選任してもらうものとし、福祉協力員が選任あるいは改選された場合は、速やかに区長から本会に報告いただくものとする。

また、福祉協力員相互の連携や調整を図るため、選任された福祉協力員の中から各地区の代表者1名を、区長の指名または、福祉協力員の互選により選任していただくものとする。

##### イ 役割

福祉協力員は、区長、民生委員・児童委員、本会と協働しながら、声かけ・見守り活動など必要に応じた福祉活動を展開し、住民参加による福祉のまちづくりに努めるものとする。

#### (2) 地区ネットワーク連絡会の設置

##### ア 設置

小地域ネットワーク活動を推進するために、各地区に地区ネットワーク連絡会が設置されるよう区長に推奨するものとする。

##### イ 構成

連絡会のメンバーは、区長や民生委員・児童委員、福祉協力員をはじめ、老人クラブ・婦人会・青年団・消防団・子ども会・PTAなど幅広い層からの地域団体の代表者、シルバーヘルパー代表等で構成するものとする。

##### ウ 役割

連絡会は、地区の見守り活動を展開する協力員の情報交換の場として機能させ、福祉課題について検討を行うなど、地区の福祉の推進を担うものとする。

#### (3) 座談会の開催

##### ア 対象

阿蘇市行政区設置条例に基づく行政区とする。

**イ 実施期間**

期間、時間については各区長と調整し決定する。

**(4) 支援**

本会は、実施地区について、速やかに内容を分析・評価することにより地区ネットワーク連絡会の設置や、ふれあいきいきサロンの設置されている地区へ後方支援を行うものとする。

**(5) 関係機関連携会議**

**ア 目的**

住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の関係者及び関係機関等が連携し、見守り・支援体制を構築することを目的とする。

**イ 役割**

関係機関連携会議は、それぞれのネットワークを推進するため、各ネットワーク間の情報交換や連絡調整、連絡会の資質向上に関する研修会の企画・実施を行う。

**ウ 構成**

この活動の目的に賛同した協力団体等の代表者で構成する。

**エ 登録**

この会に参加する団体は、阿蘇市やまびこネットワーク活動見守り協力団体登録申請書（様式第1号）を本会に提出し登録できるものとする。

本会は協力団体として登録することが適当と認めるときは、協力団体等へ阿蘇市やまびこネットワーク活動見守り団体登録証（様式第2号）を交付する。

**オ 会議**

年1回以上

**カ 事務局**

この会の事務局は阿蘇市社会福祉協議会に設置する

**(活動助成)**

**第4条 福祉協力員の配置と地区ネットワーク連絡会を設置した地区に対して、活動に係る経費を本会の福祉団体に対する助成金交付規程により、予算の範囲内で交付するものとする。**

**(その他)**

**第5条 遵守事項**

この活動で得た個人情報は目的達成に必要な範囲内で取り扱うものとする。

**附則**

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 要領の一部改正（組織）平成28年4月1日から施行する。
- 3 要領の一部改正（関係機関会議）令和3年4月1日から施行する。
- 4 要領の一部改正（座談会の開催）令和5年4月1日から施行する。

# 緊急連絡票

住所	阿蘇市	
電話番号	0967 ( )	
ふりがな		
氏名		
生年月日	大正・昭和 年 月 日	大正・昭和 年 月 日
かかりつけの 病院名	病(医)院名	病(医)院名
	□	□

わたしの緊急時には、ここに連絡をしてください！



緊急連絡先	氏名	続柄	電話番号	住所

福祉協力員	氏名	□
担当民生委員	氏名	□
区長	氏名	□



ご利用先の福祉サービス

事業所名

お困りごとなどありましたらお気軽にお電話ください

社会福祉法人

阿蘇市社会福祉協議会

0967-32-1127

住所 阿蘇市内牧976番地2  
阿蘇保健福祉センター内



阿蘇市やまびこネットワーク



阿蘇はひとつの大きな家族。

### 阿蘇市やまびこネットワーク（小地域ネットワーク活動）の手引き

発行日 令和5年4月（第2版）

発行者 社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会 地域福祉課

〒869-2301 熊本県阿蘇市内牧976番地2 阿蘇保健福祉センター内

TEL 0967-32-1127（代表）

URL <https://www.asoyamabiko.jp/aso>

※本会の許可なく、複製、転用、転載等の二次的利用を行うことを固く禁止します。